

大阪狭山市における空家等対策に関する協定書

大阪狭山市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部（以下「乙」という。）は、大阪狭山市における空家等対策に関する施策を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪狭山市空家等対策計画に基づく施策を実施するため、甲及び乙が相互に連携・協力し、大阪狭山市内における空家等の発生抑制、空家等の適切な管理、空家等の利活用の促進など、空家等対策を効果的かつ効率的に推進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における用語の意義は、大阪狭山市空家バンク制度実施要領に定めるところによる。

（連携）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、主に次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 空家等の発生抑制に関すること
- (2) 空家等の適切な管理に関すること
- (3) 空家等の利活用の促進に関すること

（甲の業務）

第4条 甲は、前条の連携にあたり、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 甲は、所有者等から、空家等に関する相談を受けた場合、乙を紹介することができる。（以下「相談業務」という。相談業務については、共同住宅及び長屋住宅における空室等も対象とする。以下同じ。）
- (2) 甲は、所有する空家等に関する事業者団体及び協力事業者紹介依頼兼個人情報の提供に係る同意書（様式第1号）により、所有者等の同意を得られた場合、甲が保有する空家等に関する所有者等の情報（空家等の所有者等の氏名、住所、連絡先等をいう。以下同じ。）を協力事業者紹介依頼書（様式第2号）により、乙に提供し、乙会員である事業者又は連携団体に所属する会員である事業者の中か

ら、相談業務に対応するもの（以下「協力事業者」という。）の選定を依頼することができる。

(3) 甲は、大阪狭山市空家バンク制度（以下「空家バンク」という。）を推進することにより、空家等の発生抑制及び利活用の促進に努める。

(4) 甲は、乙が実施する空家等対策に関する相談会等のうち、甲が認めるものについて、周知その他支援等を行うことができる。

（乙の業務）

第5条 乙は、第3条の連携にあたり、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 乙は、甲から、相談業務の依頼があった場合、乙会員である事業者又は連携団体に所属する会員である事業者の中から、協力事業者を選定し、その内容を速やかに甲へ報告し、無償で相談に当たらせるものとする。

(2) 乙は、連携団体、協力事業者及び空家バンクにおける登録事業者の個人情報管理、相談業務の実施、空家バンク制度の利用、その他業務実施について、適正な対応がなされるよう連携団体、協力事業者及び空家バンクにおける登録事業者に対して指導監督等を行うものとする。

(3) 乙は、空家バンクの趣旨を理解し、乙に所属する会員である事業者及び連携団体に対し、制度の周知を行うと共に、本協定に基づく業務について、適切に履行することができる乙に所属する会員である事業者に対し、事業者登録を促すよう努めるものとする。

(4) 乙は、甲が実施する空家等対策に関する相談会等のうち、乙が認めるものについては、乙又は連携団体に所属する会員である事業者の派遣その他の支援を行うことができる。

（相談業務の範囲を超えた業務の実施）

第6条 空家等の所有者等からの求めがある場合に限り、乙、連携団体又は協力事業者が、相談業務の範囲を超えて有償での業務を行うことは妨げない。ただし、空家バンクを利用する場合、乙は、相談業務の内容及び所有者等の意向を踏まえ、本協定に基づく業務について、適切に履行することができる事業者を再度選定することとする。

（苦情等の処理）

第7条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協

議の上、それぞれの責任において、速やかに解決を図るものとする。ただし、空家等に関する媒介、交渉、売買、賃貸借、契約等（以下「媒介等」という。）については、当事者間でこれを行うものとし、甲は一切関与しない。媒介等に関する一切の疑義、紛争等については、当該行為に係る当事者間で解決するものとする。

（誓約書及び連携団体届の提出）

第8条 乙は、協力事業者が相談業務を開始するにあたり、大阪狭山市における空家等対策に関する協定書に基づく相談業務の実施及び空家バンクの利用等に係る誓約書（様式第3号）を提出させ、これを速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、協定事項の一部の実施を連携団体に委託、若しくは請け負わせようとするときは、その相手方に誓約書（様式第6号）を提出させ、連携団体届（様式第5号）に添えて甲に提出しなければならない。

（報告等）

第9条 乙により選定された協力事業者は、相談業務を実施した空家等について、適宜、相談業務報告書（様式第4号）により、甲及び乙に進捗状況を報告することとする。また、甲及び乙から個別に報告を求められた場合は、その状況の報告に協力することとする。

2 相談業務を実施した空家等について、相談業務の範囲を超えて、当該空家等の売買及び賃貸借などの不動産取引が終了した場合、乙はその内容について、甲に報告することとする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく取組みにより知り得た個人情報を適切に管理し、本人の承諾を得ないで第三者に開示、漏洩又は不当に使用してはならない。

2 乙は、相談業務を実施するために空家等の所有者等の個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第11条 乙は、連携団体及び協力事業者以外の第三者に対し、協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づいて生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

（協定の遵守及び協定違反への措置）

第12条 乙は、本協定に定める乙の義務及び禁止事項について、連携団体及び協力

事業者には遵守させなければならない。

2 乙は、連携団体又は協力事業者が本協定の定めに違反した場合は、当該連携団体又は協力事業者に相談業務の遂行を直ちに中止させ、以後、当該連携団体又は協力事業者を相談業務の実施及び空家バンクの利用等に係る業務に当たらせてはならない。

(変更)

第13条 甲又は乙が本協定内容の変更を申し出た場合は、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から申し入れがないときは、有効期限を1年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(疑義等)

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、その都度これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月26日

甲 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

大阪狭山市長 古川 照人

乙 大阪市中央区谷町一丁目3番26号

公益社団法人全日本不動産協会 大阪府本部

本部長 堀田 健二